

役員等報酬等規程

社会福祉法人 恒徳会

社会福祉法人恒徳会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恒徳会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等には、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第3条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬等)

(1) 評議員

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(2) 理事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(3) 監事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 監事監査等への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

※ただし、支給額については、源泉徴収控除後の額として上記の額を支給する。